

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

第1回作業部会（各部ヒアリング）

■日時 令和4年11月8日（火） 午後6時30分～午後9時6分

■場所 市役所西棟4階 412会議室

出席委員：渡邊委員長、岡部副委員長、木下委員、久留委員、古賀委員、箕輪委員、  
吉田委員、伊藤委員、恩田委員

欠席委員：鈴木委員、中村委員

1. 開 会

企画調整課長が開会宣言し、各部ヒアリングの要領について説明した。

2. 議 事

（1）健康福祉部ヒアリング

健康福祉部長、保健医療担当部長が、第六期長期計画・調整計画討議要綱検討に向けた健康福祉部の論点、計28項目のうち、下記6項目を中心に説明した。

論点1「福祉人材の確保と育成・質の向上」

論点6「（公財）武蔵野市福祉公社と（社福）武蔵野市民社会福祉協議会との統合」

論点8「福祉総合相談窓口の充実」

論点13「介護予防の更なる推進」

論点20「各分野の施策と障害福祉の連携及び相談支援体制の充実」

論点24「健康危機管理対策の推進」

【委員長】 この作業部会は、各部が現在考える重要な論点を出し、ご説明いただくというものである。ただし、議論はこれらの論点に限るものではない。説明のなかったものでも構わないので、忌憚なく意見を出してほしい。

【A委員】 論点13について、武蔵野市は健康寿命が延びているという説明があった。非常にいいことだと思う。認知症で介護を必要とする方が市にどれぐらいいらっしゃるかを把握しているか。

【高齢者支援課長】 武蔵野市の高齢者人口は現在約3万3,080人であり、年々増える傾向にある。特に、75歳以上の後期高齢者が増えている。それに比例して、要介護になるリスク、認知症になるリスクも高くなっている。本市における認知症の高齢者数は、約4,000人から5,000人の間で推移をしている。認知症に対するご不安から、認知症に関する施策のニーズは強い。認知症のご本人への支援、ご家族への支援を重点的に進めていく必要がある。

【A委員】 フレイルの予防等を考えれば、ある程度のデータヘルスの計画がないと、効率的にアプローチできないのではないかと。重症化予防に重点を置いて資源を投入していくことで、医療の効率化も図れる。市民のある程度のデータは支援や事業を行っていくうえで重要である。以前、この委員会で、保健所がないので健診のデータ等を武蔵野市は手に入れることが難しいというお話があったが、例えば高齢者がたくさん加入している国民健康保険のレセプトデータを、データヘルスに利用するということは、現時点ではしていないのか。

【保険年金課長】 国民健康保険では、データヘルス計画を立てて保健事業を進めている。ただ、国保は75歳までであるため、現状、認知症対策を打ち出していない。一方、市の保険年金課には、後期高齢者医療制度がある。東京都全体の広域連合の中でデータヘルス計画を立てて、各種対策を行っているが、ハイリスクな高齢者の保健事業は今後の一つの課題である。

【B委員】 論点1の「現状・課題」の2つ目「人材派遣会社に依頼し、事業所に従事する者は、契約上、市の研修に参加できない等の条件があり、職員の能力・スキル向上、育成を図るのが課題である」の「契約上、市の研修に参加できない等の条件」というのは、どこにどういう条件があるのか。

論点6について、「福祉公社と社協との連携を進めている」との説明があったが、連携内容について具体的に教えてほしい。

【地域支援課長】 論点1について、特別養護老人ホームや障害者関係の市内の施設等で、人材の確保が厳しい状況にある場合に、現在の対応策として、人材派遣会社に依頼して一定期間人材を確保して事業を回している。人材派遣会社に依頼して事業所に入っている方は、市の地域包括ケア人材育成センターでの研修等に参加できない実態があり、人材派遣会社から来ている人の、職員としての能力、スキルの向上、育成に課題がある。

【B委員】 市が研修を拒否しているのか。派遣会社がだめと言っているのか、介護事業所か。

【地域支援課長】 市が拒否しているということはないと思う。人材育成センターの研修の要件等を調べて、後ほど回答する。

【B委員】 現場スキルを積み上げていくためにも研修は大事である。派遣だから研修に参加するのはだめという話でもないと思う。

【健康福祉部長】 論点6について、生活困窮の課題が、コロナ禍で非常にクローズアップされた。市民社協では、緊急小口資金の貸付などを実施しており、福祉公社では、生活困窮者自立支援法に基づく事業を市から受託して実施している。特に生活困窮の部分で両団体の連携は相当進んでいると認識している。

【B委員】 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいてつくられたが、福祉公社は、第三セクターという考え方のもとに、現業を行政が直接するのではなくて、民間にさせていくという流れの中でつくられた。設立の経緯が違うが、現在、役割が重複するなどわかりにくくなっている。先ほどの説明では、必ずしも今統合しなければいけないかどうかも含めて議論する必要があるとのことだが、だとすると、連携は、横方向で業務をシェアする話なのか、縦方向で役割を変える話なのか。福祉公社及び市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会では、どういう形で方向性が出ているのか。部長の言う連携が、どういう方向を目指すのかによって、議論が変わってくる。私は、基本的にはそれぞれの組織に役割をきちんと持たせて機能を発揮すればいい話だと思っている。

【地域支援課長】 福祉公社は、民間事業所等では対応が難しいサービス、セーフティネットとしての機能だとか、市内の介護人材育成に努めること、地域での支え合いによる福祉力の向上に努めること、そして、成年後見・権利擁護の充実、家族代替機能の提供等、生活困窮者への支援等を行う。一方、市民社会福祉協議会は、地域を支える人づくり、人がつながる地域づくり、たすけあいの仕組みづくり、ボランティアの仕組みづくりで、地域福祉活動を支える人や団体同士をつなげる。両団体が統合することで、似通った業務が統合され、役員減が図られ、人事、会計事務等の共通化による財政的なメリットも生まれるという議論が当初なされていた。組織運営も、統合することで、職員の年齢構成の偏りが改善でき、専門職人材の充実、組織が拡大することによる専門職の内部での流動性の向上が図れて、職員は幅広い知識の習得や幅広い視野での課題把握ができる。しかし、公益財団法人は法律上、社会福祉法と合併することはできないため、福祉公社の解散及び福

祉公社事業を社協に全部譲渡するという方向で議論された。ただ、福祉公社のサービス利用者には、没後に福祉公社に財産を遺贈する旨の遺言を作成されている方が多数おられ、福祉公社で把握している範囲でも数億円単位の遺贈が想定されていた。統合のために福祉公社が解散となると、遺産が取得できなくなることから、統合については一旦協議を見直し、事業連携をしていくことになった。

【委員長】 論点6については、財産遺贈等で福祉公社が解散できないのは理解できるとして、連携するとしたときに、何のために、どのような連携をするのか。例えば生活困窮に関しては、役割に重複する部分があるから連携するとのことだったが、これはどちらかというテーマ的な連携である。人事であるとか、会計であるとか、役職者の減等は、連携による組織構造のスリム化という点も重要である。今後、事業連携の推進について何の話をするかで、論点が変わる。今後の、課題にしてほしい。

論点1について、福祉人材の確保は重要だが、人材派遣会社に市の研修機会をフリーライディングされるのは困るということから、とめているのではないか。武蔵野市で2～3年働くことが決まっているのであれば、フリーライディングしていただいても構わないのではないかと思うが、いついなくなるかがわからない方に研修するというのも微妙である。後日でいいので、確認いただきたい。

論点13「介護予防の更なる推進」について。介護予防、フレイル予防は非常に重要である。どのような層をターゲットに、何を目指していくのかということに重点を置くとき、武蔵野市は自主活動を非常に推進しているため、公共の施設で使えるところを探すことが大きな負担となっている。このことを組織的にどのように支えていくのか。今は生活支援コーディネーターの方と市民が「一生懸命頑張る」というところで終わらざるを得ない状況である。戦略的な方法、アイデア等をより広く募っていく部分だと思う。

論点8について。これは横断的とも言える重要な取組みである。今、厚労省が、重層的支援体制整備事業等で、介護保険の枠内にとどまるのではなく、障害とか子どもへの取組みも実施していこうとしている。これまで年齢によって縦割りにならざるを得ない部分に横串を刺そうとしている。この論点も、かなり大きな話で、次回の計画策定でどう考えるのかということになる。新しい制度の活用等についての考えを聞きたい。

【地域支援課長】 論点1について。派遣職員は、人材派遣会社の契約上、勤務時間が、施設でのサービスに従事するための時間と規定されている。研修はこの時間には含まれな

い。一方、派遣の人は、派遣会社との契約内容によるが、基本的には任意で参加する研修になるのでボランティア的に研修に参加して受けていただくことになる。一般的に、派遣会社が業務以外の部分の人件費を認めていないので、結果的に地域包括ケア人材育成センターでの研修に参加できない状況である。

【B委員】 業務中ならいいのか。

【地域支援課長】 業務中は、あくまで施設の勤務に従事している時間という理解である。

【高齢者支援課長】 論点 13 のフレイル予防、介護予防について。自立支援、重度化防止とあわせて、今後、人材確保が大きなテーマになる。介護保険の中で、例えばデイサービスだとか施設については粛々と計画を立てて準備していかなければいけないと認識している。武蔵野市は、これまでも特徴的な取り組みとして、市民の互助、共助の力によって、例えばテンミリオンハウス事業だとかレモンキャブ事業、セルフケアを含めた介護予防に資する取り組みを行ってきた。その特徴的なところをこれからも伸ばしていけるよう、市としてはそこを下支えしていく必要がある。公共の場所が使えないというご指摘は、いきいきサロン事業を指しておられると思う。今般のコロナ禍により、介護施設でのサロン活動が厳しくなり、現在は特例的に市立施設も認めている。武蔵野市という地域柄、場所についても限りがあり、有効活用についての検討を現在進めている。

【生活福祉課長】 論点 8 について。厚労省が今示している事業を必ずしも武蔵野市が同じ形でやっていくかどうかは検討すべき課題として認識している。いずれにしても重層的に考えて、支援の体制を整えてきている。その一つが、福祉総合相談窓口であり、属性を問わない相談を受けている。また、福祉総合相談窓口が事務局となり、昨年度、総合支援調整会議を立ち上げた。今年 8 月からは、庁外の相談支援機関も加わり、高齢者、障害者、子ども、ひきこもりなどなど様々な課題を持つ方の相談の事例検討などもしながら、スムーズな連携ができるように調えている。地域づくりや参加支援、地域の課題を持つ方の発見、アウトリーチなどの課題についても部内で検討していく。

【副委員長】 私は毎朝 6 時半ごろに井の頭公園を一周している。ちょうどラジオ体操の時間で、見ていると年配の方々が集まって、犬の散歩も加わり、非常にいいソーシャライズができています。こういうことがあれば、皆ちゃんと服を着て家を出るようになるし、みんな生き生きする。これほど低コストの健康福祉増進事業はない。ぜひともプッシュしてほしい。そのほうが、フレイル状態や介護が必要になってかかる施策の費用よりも圧倒的

に安い。

秋まつりのときも、だんご焼きの機材を借りにテンミリオンハウスに伺ったところ、年配の方々がマージャンや囲碁をしていた。こういう年配の方々が生き生きできる低コストなネットワークがあるのは、とてもいい。介護を必要とする人、健康でなくなってしまった人に対する施策は一丁目一番地で大事だが、はるかに安いコストで効果的なことをぜひともよろしく願いしたい。

【A委員】 論点 15「武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの継続・推進」について。武蔵野市の効率化された、安心できる高齢社会の確保には、健康福祉部分のICT化を強力に進めるとともに、データベースに基づいた対策が必要である。しかし、論点シートは、補助金が少ないのでICT化は進められないと読めるような記載となっている。健康福祉部門は、これから多額の税金を投入していかななくてはいけない部門である。効率化も求められる。ICT化へ重点的に先行投資する予算配分をしてほしい。マイナンバーカードと健康保険証が一緒になることもあり、早めに取り組んでいただきたい。

【C委員】 論点 16「複合的なニーズに対する施設整備の推進・高齢者福祉施設の更新」は、新しく何か施設を建てるということか。

【高齢者支援課長】 公有地を活用して、施設整備を進める。例えば、看護小規模多機能型居宅介護等の事業を、今年度公募を見据えて進めている。

【委員長】 論点8について、私が重層的と言ったのは、福祉総合相談窓口がどうこうというよりは、そういった発想が重要になってくるということである。補助金を活用するかしないかはテクニカルな話だが、そのようなものが今後いろいろなところで進んでいく。うまくキャッチしながら、扱っていくことを考えてほしい。

## (2) 環境部ヒアリング

環境部長が、環境部の論点 15 項目について、論点シートに沿って説明した。

- 論点 1 「多様な主体によるネットワークの構築と活動への支援」
- 論点 2 「市民・事業者の地球温暖化への取組の支援」
- 論点 3 「公共施設における環境負荷低減の徹底と安定的かつ効率的・効果的な再エネ利用の推進」
- 論点 4 「都市部における森林保全活動の役割と地球温暖化対策（カーボン・オフセットの取組）の推進」
- 論点 5 「様々な生活環境問題への対応」
- 論点 6 「プラスチックの資源収集」
- 論点 7 「1 人 1 日当たり家庭ごみの排出抑制について」
- 論点 8 「下水道施設のストックマネジメントの推進」
- 論点 9 「持続可能な下水道事業経営に向けた取組み」
- 論点 10 「水循環型社会の構築及び流域治水対策の推進」
- 論点 11 「市民自らが緑を守り育てる活動の促進」
- 論点 12 「街路樹の維持管理」
- 論点 13 「民有地のみどりの保全と創出の推進」
- 論点 14 「公園緑地の整備・拡充及びストックの有効活用」
- 論点 15 「公園緑地の柔軟な活用方策の検討」

【A委員】 論点 9 の長期包括契約方式の長期というのは、具体的に何年で、その規模は全下水道事業の何%か。今、資材が高騰している。環境変化が著しい中、長期契約をしたときに、財政上、一体どういうことが起こるのか心配している。

また、委託事業先をチェックする体制を敷く予定はあるのか。また、それに対して市民の自治の部分を導入する予定はあるか。

【下水道課副参事】 長期包括の期間は 4 年を想定している。規模が下水道課の事業の何割を占めるかは出していない。下水道課の事業には、維持管理業務、管路の維持補修、市民の方の苦情等、詰まり等の緊急対応のほか、計画的に行われている市内の管路施設の清掃などがある。大きなものでは、令和元年度に策定されたストックマネジメント計画に基づいた調査・点検、修繕等々がある。本市は昭和 26 年から下水道事業に着手している。

老朽化した下水道管渠（かんきょ）がこれから多くなるが、敷設替えはなかなかできないので、管渠の中に新たな管を築造する工事を一部試行的導入することを考えている。

事業者は、緊急対応等で市民生活に密接に関係している。地元企業者に清掃や壊れたところをすげかえる、穴を掘って直す等の維持管理を担ってもらい、ストックマネジメント計画の見直しはコンサルティング会社にやっていただいている。大きな改築工事は、地元事業者と中堅ゼネコンが組んでやっていただいている。契約はプロポーザル方式を想定している。

**【環境部長】** 補足すると、どの範囲を包括委託にするのが最善か、どのような目で包括委託をチェックしていくかについて、試行期間中に詰めていく。最初のうちは、コンサルティング等々を使いながら行っていくことになると思われるが、トータルでは、有識者の方々や市民の目線が大事だと思っている。

**【B委員】** 現在、武蔵野市は家庭用及び施設系・事業所系の紙おむつを全部焼却しているが、プラスチックは、プラスチック新法に基づいて、回収、再利用という形になる。紙おむつは約40%がプラスチックである。これをどう回収するか、経産省で今、再利用、リサイクルの検討会を始めている。ただ、経産省はリサイクルだが、農水省はバイオに転換して土に返すという考え方で、政府の統一見解はまだ作れていない。いずれにしても、紙おむつは増えているので、その廃棄の問題を視野に入れておく必要がある。

ごみに関しては、バッテリーの問題、爆発の問題、感染が心配だという声はよく聞くが、家庭から出る福祉用具の廃棄について、武蔵野市では現状、特に問題になっていないか。

**【ごみ総合対策課長】** 紙おむつに40%含まれるプラスチックの部分についてどうするかは、これから検討していく。具体的な計画等はまだ出ていない状況である。

福祉用具については、たまに問い合わせがある程度で、特別、問題となる点はない。

**【クリーンセンター担当課長】** リチウムのバッテリーは全国的に問題になっている。本市は新しい工場が稼働して6年になるが、過去に計7回の火災事故等があった。施設で対応しているが、福祉用具に限らず、リチウムのバッテリーはかなりの小型家電に入っている。年々増えている状況であり、今はクリーンセンターに入れる前の段階での対策が何よりも大事である。市でも普及啓発を行うが、対応策も必要である。

**【副委員長】** 紙おむつは、コスト、合理性の面から焼却処理するのが筋だと思うが、紙おむつの中のプラスチックをリサイクルするのが、世の中的には是となっているのか。



【B委員】 紙おむつの使用が増えているので、経産省と農水省で再利用について検討している。

【副委員長】 例えば、レジ袋を有料化して、我々は節約した気になっているが、レジ袋が全体の化石燃料の使用量の何%に当たるのか。紙おむつの中のプラスチックも、燃料における化石燃料の使用比で見据えたほうがいい。武蔵野市は紙おむつからもリサイクルしていると言うのはいいが、経済合理性と全体のインパクトも考えるべきである。背中を押してあげることで皆さんの意識が高まったり、幸せに感じることもあるので、それはとめないが、経済合理性はしっかり考えるべきである。

「データから見た武蔵野市」は、よくつくられたすばらしい資料である。関前一丁目の上水部分は、どこの管理か。

【環境部長】 東京都である。

【副委員長】 地図を見ると、膨大な更地のようだが、地上部分は何に使っているのか。

【環境部長】 プールがあり、緩速ろ過式の浄水処理を行っている。

【副委員長】 風が通らないといけないということか。

【環境部長】 そのとおりである。半分は、東村山の浄水場のような建物で、急速ろ過式で処理する。

【副委員長】 緑・環境分野の立場から、市としては上空部分を全く使っていないのはもったいないので、東京都の予算で太陽光パネルを敷き詰めるということを行ったら、アピール性もあっていいのではないか。

【環境部長】 20ヘクタールという広大な敷地を持つ東京都の浄水場であるので、武蔵野市に何らか役立つことがあればと思っている。

プラスチックについては、経済性の話もそうだが、リサイクルできるプラスチックが適正にリサイクルできていないまま燃やされている。弁当の容器を洗わないでそのまま捨てるというのが一例である。市民の方々にも協力していただきたいと思っている。

【A委員】 都には、グリーン水素活用の助成制度があつて、応募は2種類ある。武蔵野市はエネルギー自給率が全国でもかなり下のほうに位置している。水素活用がいいかどうかという問題はあるが、都がお金を出してくれるなら乗ってもいいのではないか。

【環境政策課長】 水素活用の助成制度については調べたうえで、必要に応じて検討する。

【委員長】 浄水場にソーラーパネルを敷き詰めるという副委員長の提案は興味深い。本市は集合住宅がかなり多い。東京都が戸建てにソーラーパネルを設置しなさいということにしたら、個人財産にもかかわる難しい点が出てくるが、集合住宅等の新設あるいは既存のものに対する設置等に補助するのか。たしか蓄電池の補助は、していたのではないか。事業者に働きかけるのかも少し気になった。

論点4、森林環境譲与税のあり方について。今、公園にある木を使ったものは、正直言って、かなりスケールが小さい。緑や木に関心のある市民を巻き込んで考えていけば、相当なアイデアが出てくるのではないか。環境啓発の場や市民会議、あるいはむさしのエコレポートで議論することを検討してはどうか。

論点5の生活関連公害等については、私も社会学者として、いろいろなところでクレームがあると聞くが、誰も実態をよく把握していない。どういう質問がどれぐらい来ているのか、統計をとることで、これはさすがにおかしいとか、針小棒大になっているということがわかるのではないか。数や内容を示しながら、「こんなに大変なので、地域やマンション管理組合等で、ぜひ考えて」と市報等で啓発してはどうか。

論点7のごみ問題について。ごみがかなり減っていたが、コロナ禍の影響か、令和元年度あたりからごみ量が増えている。ごみが増えること自体についても考える必要があるのではないか。あれだけの焼却施設を持っていて、その有効活用という観点から考えると、ごみが減るという傾向が続くことが深刻な問題になることもある。

【環境政策課長】 太陽光発電設備について。東京都は、延べ床面積2,000平米未満の住宅を対象に、メーカーに対して義務づける条例改正を予定している。都内での年間供給面積2万平米以上の住宅メーカーに対して太陽光発電の設置を義務づける内容で、令和7年度の施行を東京都は目指しているので、今後の都議会等での議論を注視していく。

一方で、武蔵野市は平成14年から太陽光発電システムの助成を行っている。令和4年度は1キロワット当たり3万円、上限額15万円である。蓄電池の助成は昨年度で終了した。あとは既設窓の断熱改修と、エネファームの助成を行っている。ただ、武蔵野市の限られた財源での助成であり、東京都は今年度、かなり積極的に助成を行っている。国、都との役割分担を考えたいうえで、市の費用対効果の面からも、制度の中身を考えていきたい。

生活公害と森林環境条例については、委員長のおっしゃられた視点で検討していきたい。

【委員長】 ごみが減って、今また増加傾向にあるということが、ごみに対する一つの問

題として提示された気がしている。増えることがどこまで問題なのか。量も、いきなり倍に増えたわけではなく、少し増えたということであれば、我々はどこまで問題として捉えればいいのか。今のところは大したことはないということか。

【ごみ総合対策課長】 最近は減少傾向にあったが、令和元年度に若干増えて、令和2年はコロナの関係で増え、令和3年度は若干減少した。令和2年、3年は特別な理由があるということで、これまでとは違った観点で見ていく必要がある。令和元年度の増加も、これまで減っていたものが、底に来て増えたのかどうかの検討ができたわけではない。令和4年度以降は、削減に向けての目標を考えていく必要がある。

【環境部長】 ごみは、市民の経済的な活動、購買意欲、市民の構成と密接に関係する。武蔵野市は多摩の平均を上回っており、処分地の話もあるので、ごみの担当としては、量を減らしたいという意識はあるが、どこまで減らすのか、市民の方々の購買意欲をどこまで受けとめられるのかについての分析はできていない。

【副委員長】 むさしのエコ re ゴートを見せていただいて、どうしたらいいか考えてみた。武蔵野市の方々は、結構いい家具を捨てている。家具は、燃やしてもいいが、工作が得意な年配の方々を集めて手直しして、ネットを使ってどんどん売ったらいいのではないか。リサイクルするよりも、リユースが一番環境に優しい。むさしのエコ re ゴートのサイトを見れば安くいい家具があるということにすれば、経済的な効果もある。お金のかかるサービスばかり考えるのではなくて、太陽光発電同様、儲かることも考えよう。

午後7時57分 休憩

午後8時2分 再開

### (3) 子ども家庭部・教育部ヒアリング

子ども家庭部長が、子ども家庭部の論点全9項目のうち、下記7項目について説明した。

論点1 「子どもの権利に関する条例（仮称）を踏まえた市政運営」

論点2 「こども家庭庁創設及び児童福祉法改正に伴う組織のあり方の検討」

論点3 「福祉専門職の配置による相談支援体制の強化」

論点4 「多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化」

論点5 「ヤングケアラーを始めとしたケアラー家庭への支援のあり方についての検討」

論点6「保育の質の向上に向けた取組みの推進」

論点7「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」

続いて、教育部長が、教育部の論点全19項目のうち、下記6項目について説明した。

論点1「学校改築の着実な実施」

論点3「全ての学びの基盤となる資質・能力の育成」

論点5「教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求」

論点7「学校・家庭・地域との協働体制の充実」

論点8「持続可能な部活動の在り方の検討」

論点9「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」

**【D委員】** 子ども家庭部の論点1、子どもの権利に関する条例（仮称）について。これから啓発や研修等をすると思うが、子どもの権利は意外と知られていない。学校の先生や保育士、幼稚園教諭、保護者の方も含めて市民全体にどのように啓発するのか。また、これは不登校とも関連する部分があるのではないか。

子ども家庭部の論点5、ヤングケアラーについて。現時点でのヤングケアラーのお子さんの数を把握しているか。また、高齢者や障害のある方への支援で発見される部分をどうつないでいくのか。不登校のお子さんの中には、ケアをしてお休みしているのに、自分はヤングケアラーだと気づいていないことがある。これを学校の先生が気づいた場合に、どうすくい上げているのか。

子ども家庭部の論点6、保育の質の向上について。今、保育総合アドバイザーが巡回相談するなど様々な取組みがなされているが、時々誰かが訪ねて行ってアドバイスするだけではなくて、小学校、中学校の校内研修の仕組みのように、園内研修をしてはどうか。人が足りないなど難しい部分はあると思うが、自分たちで考えていくシステムをどうつくろうとしているのか。

子ども家庭部の論点7「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」について。今、文科省の架け橋プログラムが動いているが、武蔵野市は現時点でどんなことを考えているか。

教育部の論点7「学校・家庭・地域の協働体制の充実」について。2校のモデル校を設置するということだが、それぞれどんな取組みを考えられているのか。

**【子ども家庭部長】** 論点1の子どもの権利条例の啓発について。昨年5月から検討委員会をつくり、子どもに対して、子どもの権利を知っているか、教育委員会のご協力を得て

アンケートをとった。その後、「こどものけんりってなあに？」という子ども版の冊子を作成した。今その冊子は第3号まで出ている。検討委員会中間報告の段階で、学校に協力していただいて、「こどものけんりってなあに？」の概略版を使い、タブレット（学習用コンピュータ）を通して、子どものパブリックコメントを募集したところ、約900人の子どもから意見をいただいた。このことは、保護者の方にお伝えし、市報や「季刊むさしの」でも説明している。11月15日からは、条例素案のパブリックコメントも始まるので、周知を徹底し、市民説明会も開催する。

【教育部長】 子どもの権利条例について。子どもの「休む権利」に関しては、検討委員会でかなりの時間をかけて議論がなされた。子どもたちが、休養したいという大変なときには、周りがきちんと理解してあげる必要があるだろうという議論、子どもの休暇制度のような形についての議論、実務上は難しいという議論があった。休みたいときに学校は休めるものであるという理解をすることが、地域・保護者には非常に重要だということが、条例には書き込まれている。

【子ども家庭部長】 この権利条例をつくるにあたり、Teens ムサカツという中高生のワークショップを中心に何回か議論した。条例の前文には、子どもたちの声を入れている。これは珍しい例である。議会での議論を経て、制定された際には、子ども版の、わかりやすいリーフレットを作成し、周知に努める。

ヤングケアラーについて。子どもへのアンケートをとったときに、家のお手伝いに関して、ヤングケアラーに当たる形の問いをしたが、子どもたちの的確な理解を得られず、犬の散歩などが「家のお手伝い」ということになっていた。そのため、ヤングケアラーの数が正確には把握できていないが、授業に支障がある方々は、やはり数%はいることが把握できた。

【教育相談支援担当課長】 ヤングケアラーについて。学校での気づきの部分は、昨年度、スクールソーシャルワーカーが支援した事例の中で、ヤングケアラーと思われる4件の報告があった。ただ、その児童生徒が不登校になっているかというのはいわからない。

学校では、子どもの様子から、先生方の気づきが非常に重要だと思っている。教職員には、家庭生活の気づきのチェックリストを配布し、気がついたことはスクールソーシャルワーカーや地域の支援につなげるよう働きかけをしている。

【子ども家庭部長】 ヤングケアラーについては、子ども家庭部だけではなくて、教育部、健康福祉部の担当管理職が一緒になって、子ども支援連携会議という会議を持っている。

昨年度はヤングケアラーについて研修した。今年度は全庁的に横串を刺す意味で、学校の先生、介護関係者、高齢者に携わる方々に、ヤングケアラーとはどういうものかを知っていただくという取組みを行っている。

【子ども育成課長】 保育の質の向上について。武蔵野市は、「武蔵野市保育のガイドライン」をベースとした保育を実践している。市内の各保育施設が、その実践について発表を行い、議論、検討したものを園に持ち帰り、共有していただくというサイクルをつくっている。その一環として、園内研修も行っていただいている。

幼児教育と小学校教育の連携については、幼稚園等保育施設間の横の軸と、幼児教育を行う施設と小学校教育の縦の軸の2つが重要である。縦の軸の連携については、以前、地域の幼稚園・保育園の先生に、境南小学校にお集まりいただき、意見交換していただいた。今後は、保育士や幼稚園の先生方に、小学校に行った子どもたちの、幼児教育における育ちがどのようにつながっているのかを見てもらうことや、小学校の先生に、幼児教育の中での遊びを通した学びがどのように実践されているのかを知っていただいて、双方の理解を深めていく場を設定していきたいと考えている。

【指導課長】 幼保小の連携について。教育委員会は、平成29年に武蔵野スタートカリキュラムを策定した。これが今の架け橋プログラムも含めて実態に合っていないところがあることから、今回の幼児教育振興検討会議の報告に基づいたものに改定する。現在改定の検討委員会を立ち上げ、今年度中に案をつくり、来年度から実践して、最終的に武蔵野スタートカリキュラムの改定版を作成する。検討委員会には、保育園の先生、幼稚園の先生、小学校各校1名ずつに入っていただき、遊びをどう学びに生かしていくか、そのつながりについて検討する。

学校・家庭・地域の協働体制について。これまでの開かれた学校づくり協議会に学校運営協議会機能を付加する形になった。開かれた学校づくり協議会の機能を充実させて、学校運営方針の承認を行う。学校・家庭・地域のそれぞれが子どもたちをどのように育てていくのか、その育ち、学びを支えるためにベクトルを共有する。細かな内容は現在検討しているところである。

2校のモデル校については、部活動の絡みも含めると、小学校と中学校とでパターンが違ってくるので、小中1校ずつを指定できればと思っている。具体的なことについては、教育委員会でガイドラインを作成する。

【E委員】 保育園における保育士の質の向上について、市独自の配置や補助を出すことは検討されたのか。国の基準では、3歳児だと子ども20人に対して保育士が1人、4歳児以上だと子ども30人に対して保育士が1人となっていると思う。私の子どもが通う保育園でも、保育士さんがいつもかなり忙しそうである。質の向上もちろん重要だが、量の補充に関する市独自の基準があったらいいのではないかと。

【子ども育成課長】 保育園での職員配置は、武蔵野市の保育のガイドラインに基づいて、国より厚く配置できるように設定している。障害児を預かっている場合は、より多くの人を配置できるように、また、それ以外の部分の配慮も含めて様々な加算を設けている。

【B委員】 子ども家庭部の論点1と2について。子どもの権利に関する条例検討において、子どもの権利に関する市民へのアンケートは実施したか。我が国は民法上の扶養義務と子どもの権利は裏腹の関係にある。ほとんどの市民の方々には扶養義務が頭にあり、親が決めるべきだ、親が扶養すべきだと考えている。子どもの権利条例は、自己決定の権利を割としっかり認めている。これから第六期長期計画・調整計画の策定を進めていって、市民の皆さんに説明するときに、市民の皆さんの理解がどれぐらいなのかをはかっておきたい。

【子ども家庭部長】 市民へのアンケートはとっていない。来週からのパブコメ等でご意見をいただく。前回のパブコメでもいろいろなご意見をいただいた。今回の条例の検討委員会報告は、子どもにはもともと権利があるという視点になっている。また、親に対しては、第一義責任はありながら、支援が必要な場合には支援をしていくという視点になっている。条約には「第一義責任」が大きく出ているが、条例には「第一義責任」という言葉自体は出てこない。

【B委員】 児童相談所が介入するとき、親はそこを主張して、子どもの権利は認めないみたいな話になる。

また、こども家庭庁が創設されたことで、厚生労働省から離れてしまった。これによる弊害を心配している。特に、児童福祉と母子保健を一体化するというときの母子保健は保健所である。保健所の機能として気になるのが、胎児から乳幼児に至るプロセスでの権利義務の関係である。民法上は、出生前胎児は権利能力を有しないと整理されているが、遺贈や財産贈与、相続とか不法行為による損害賠償を法律上、一部認めている。そういう整理でいくと、実は保健所が所管していながら、なかなか介入できない部分がある。今後、

市で一体的な整理を考えると、法律上の壁が出てくる可能性がある。市民の意識の問題、理解の問題とあわせて、データも集めて丁寧に整理しないと、権利義務に関することは、観念だけでは議論できない難しい話になってくる。

【子ども家庭部長】 こども家庭庁は、厚生労働省管轄のもの、内閣府のもの、文部科学省のものが出てしまった。学童保育で言えば、放課後の、例えば学童クラブと、本市で言うあそべえが明確に分かれてしまう。その整理が今後は必要になる。国の調整会議の議論も踏まえたうえで検討していきたい。

【副委員長】 僕は 10 年以上、開かれた学校づくり協議会に入っている。機能強化というのは、今後何がどうなっていくのか。

【指導課長】 現在の開かれた学校づくり協議会は、学校評議員制度も入れた形だが、今回は、そこに学校運営協議会機能が入る。これまでの学校評議員は、学校からの説明に対して意見を言うのが主だったが、学校運営協議会は、校長の学校運営方針の承認を行う。地域学校協働本部の機能もある。

【副委員長】 僕はあくまでもボランティアとして出ている。今後は協議会が何か権限を持つということか。

【指導課長】 学校運営方針の承認という責任を持つことになる。

【A委員】 学校改築に関して、1点目、公の建物の温暖化対策に関する温室効果ガス削減目標として、それぞれの学校の電力自給率の目標を決めているか。

2点目は、女性の働きやすさを考えると、皆さんが学童保育に入れることが必要だと思う。学童保育が学校の敷地とは別の場所にあったり、あるいは民間に委託した場合に、校庭のような広くて安全な遊び場を確保するのが難しくなる。新しく学校を建てるときに、ある程度フリースペースというか多目的なスペースを確保することで、学童保育が同じ学校の敷地内での移動になり、事故等も防げるのではないか。

3点目は、建てかえた小学校が、小学校として何十年も使い続けるかどうかはわからない。高齢者との交流とか避難所として使うには、今の学校は段差も多いし、トイレが和式だったり、バリアフリーの状態とは言えない。建てかえの学校は、どの程度バリアフリーを考えて設計されているのか。

【学校施設担当課長】 温暖化対策について。武蔵野市では、令和 12 年までに温室効果



ガス排出量を 40%削減し、令和 32 (2050) 年に温室効果ガス排出実質ゼロの市役所を目指している。ただ、学校改築を進める中では、CO<sub>2</sub>削減を何%という具体的な目標は立っていない。現在設計を進めている第一中学校、第五中学校は、ZEB Oriented (ゼブオリエンテッド) で、40%から 30%以上の省エネを目標にしている。

学童保育について。現在は、子どもたちが増えているので、校内の複数箇所にある。新しく建てる学校施設は、1カ所にまとめて、子どもたちが集まって遊べるスペースを考えている。

バリアフリー化について。現在、武蔵野市は児童生徒が増加傾向にあるが、将来的には児童も生徒もともに減少に転じると推計している。設計中の建物はスケルトン・インフィルという手法を用いており、将来、保育園や高齢者施設との複合化に対応できるよう、将来の用途変更も踏まえた設計をしている。また、バリアフリー法に基づいて、エレベーターを設置し、車椅子の児童生徒でも学校内で支障がないよう段差のない施設設計を進めている。

【A委員】 今先行している2校に太陽光パネル設置の計画はないのか。

【学校施設担当課長】 今のところ、全校の屋上に設置する予定である。

【副委員長】 CO<sub>2</sub>削減は断熱能アップが一番効く。それは建てかえのときになされるか。

【学校施設担当課長】 ガラス、壁、両方に断熱効果のある材料を用いて設計を進めている。

【C委員】 小学校の子がみんな同じ中学校に行くわけではない。今、公立の小学校区域の子たちは、どのくらいの割合で公立の中学校に行くのか。その数は今後、減ると見込んでいるのか。

【教育企画課長】 市立小学校の卒業生のうち、約7割が市立中学校に行く。

【副委員長】 小学校は100%か。

【教育企画課長】 小学校は9割で、住民に対して約6割という状況である。この10年間の傾向としては、その率が微減傾向である。今後については、私立の定員にもよるが、そう大きくは変わらないと考えている。

【委員長】 子ども家庭部の論点3、福祉専門職の配置は、非常に重要な論点であり、ぜひサポートしたいと思っている。健康・福祉分野は以前から専門職を配置しているが、何

年かに一回異動させている。異動は、専門性を必要とする分野では無駄以外の何ものでもない。プロフェッショナルをつくっていく人事を想定しているか。

子ども家庭部の論点5、ヤングケアラーについて。日本は介護の支援はしていても、介護者の支援はほとんどしてこなかった。特に、介護保険では、本当は必要ないが介護者支援のために訪問を使うという話は山ほどある。介護者支援という大きな枠組みで考えていく必要がある。成蹊大学の澁谷先生も、ヤングケアラーだけではなくて、その概念からすらすら漏れる20代のヤングアダルトケアラーをどう考えていくのかといった部分の重要性を指摘されている。子どもだけに限らない支援や実態把握を考える必要がある。

教育部の論点8の部活動について。体育協会との連携を図ると書かれているが、部活動は体育だけでなく、文化系も大きな割合を占める。課題なのは、文化系には、体育協会に相当する文化協会があるわけではないということである。また、部活動は、本当にこの形を維持していくのか、学校の先生が先生としてやるべき役割をどこまで果たす必要があるのか、整理したほうがいい。

**【子ども家庭部長】** 福祉専門職については、市の職員の中で、専門的なスキルでやっていくことが必要だと思っている。現状、福祉専門職の、例えばソーシャルワーカー等の資格のある者がいるし、市の職員の中から資格を取らせるという方法もある。福祉専門職は、子ども分野、福祉分野、教育分野で必要になっているが、非常勤として働いている。市では、何年か育成した非常勤が、ほかに正職があると、そちらに流れてしまうことが大きな課題となっている。今いる市の正職をしっかりと育てるとともに、福祉専門職を採用し、庁内各所でバランスよく配置をしていくべきだと考えている。

ヤングケアラーの支援について。子どもの分野なのでヤングケアラーだが、ケアラーの家庭の支援をどうしていくかという視点を持って、子ども家庭部だけでなく、健康福祉部や教育部も含めて話をしている。ただ、実際にヤングケアラーが見つかって、どう支援につなげていくかというのは、子ども家庭部だけではできない。その方の状態が、例えば高齢者であれば高齢者支援課であり、金銭的な部分であれば生活福祉課である。庁内全体の連携をどうつくっていくかについて話し合っている。

**【委員長】** 子ども家庭部の論点6、保育の質について。コロナ禍で、病児保育の使用が難しくなったり、経営が難しくなったりするということがあると聞いている。病児保育は、使いやすくなるような支援をしたほうがいい。

**【指導課長】** 部活動について。文化系の部活動には、体育協会に相当する団体がないと

いうのは認識している。本市では、小学校9校に吹奏楽団、3校に合唱団がある。小学校の教育課程外の活動についても、武蔵野市立学校部活動の在り方検討委員会で協議している。

企画調整課長が、第2回作業部会の場所の確認をして、第六期長期計画・調整計画策定委員会第1回作業部会を閉会した。

以 上